

**令和 6 年 7 月採用 東京都教育委員会会計年度任用職員  
(ユースソーシャルワーカー (主任)) の勤務条件**

項 目	内 容
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで ※ 採用後、1 か月は条件付採用となります。 ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和 7 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課に所属し、東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課及び東京都教育委員会が指定する都立学校等において勤務します。 (1) 東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課 東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1 都庁第二本庁舎 16 階 (2) 東京都教育委員会が指定する都立学校等
職務内容	都立学校等における不登校対応、中途退学未然防止等に際しての困難な事案への対応及び指導・助言に関すること <b>【都立学校等における不登校・中途退学対応に関する次の業務】</b> (1) 都立学校における不登校対応及び中途退学未然防止に関する支援 (2) 都立学校へのコンサルテーションを通じた生徒等に関する課題の把握及び解決策の提示 (3) 高度な専門的知識や豊かな実務経験に基づいた、急迫した対応を要する困難ケースに対する迅速かつ的確な課題解決 (多様な関係機関とのネットワーク構築・活用、校内ケース会議の主催を含む。) (4) 支援状況の把握とユースソーシャルワーカーに対するスーパービジョンの実施 (5) 区市町村への不登校対応支援事業に関する業務 (6) その他、生涯学習課長が指示する業務
求められる資格・能力	以下の要件を全て満たす者 (1) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、なおかつ社会福祉士、精神保健福祉士若しくはスクールソーシャルワーカーとして 10 年以上の実務経験を有する者又はこれらと同等の実務経験を有する者 (2) 豊富な経験を生かし、福祉分野に関する専門的知識・技術を用いて、不登校・中途退学等の課題を抱える都立学校生の置かれた環境に働き掛け、関係機関や都立学校との緊密な連携の下、急迫した対応を要する困難ケースに対して迅速かつ的確に課題解決を図る者として、ユースソーシャルワーカー (主任) に求められる役割を理解し、その職務を遂行する熱意のある者 (3) 都立学校等において生徒、保護者、教職員等の相談・支援等に円滑に対応できる者

求められる 資格・能力	<p>(4) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、職務上知り得た情報等の秘密を守ることができる者（退職後を含む。）</p> <p>(5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する採用に関する欠格事由に該当しない者</p> <p>(6) 心身ともに健康で、社会人としての常識を持ち、意欲をもって誠実に職務を遂行できる者</p> <p>(7) 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること</p>
勤務日数	月16日
勤務時間	<p>1日7時間45分勤務とし、次の（1）から（8）の勤務形態を基本としますが、学校の勤務時間の都合等により、その他の勤務形態になる場合があります。</p> <p>(1) SⅡ勤 午前8時00分から午後4時45分まで</p> <p>(2) A 勤 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) B 勤 午前9時00分から午後5時45分まで</p> <p>(4) C 勤 午前9時30分から午後6時15分まで</p> <p>(5) D 勤 午前10時00分から午後6時45分まで</p> <p>(6) E 勤 午前10時30分から午後7時15分まで</p> <p>(7) F 勤 午前11時00分から午後7時45分まで</p> <p>(8) 遅 番 午後1時00分から午後9時45分まで</p> <p>(9) その他</p> <p>※ 業務上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務があります。</p>
休憩時間	<p>勤務時間等により、原則、以下のいずれかの時間帯となります。</p> <p>(1) 午前11時30分から午後0時30分まで（SⅡ勤）</p> <p>(2) 正午から午後1時00分まで（A勤及びB勤）</p> <p>(3) 午後0時30分から午後1時30分まで（C勤及びD勤）</p> <p>(4) 午後1時00分から午後2時00分まで（E勤及びF勤）</p> <p>(5) 午後4時00分から午後5時00分まで（遅番）</p> <p>(6) その他</p>
休暇等	<p>(有給)</p> <p>年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>(無給)</p> <p>妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p>
報酬額	<p>月額247,500円</p> <p>※ 第二種報酬として、通勤費相当分を別途支給（上限55,000円/月）</p> <p>※ 原則として月の1日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込により支給</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p>

○ 上記勤務条件等については、制度改正に伴い変更となる場合があります。